

インターネット公開許諾のない文章には 墨塗り処理を施しています。

謝靈運『仏影銘』訳注稿(上)

鶴飼光昌

六朝期における代表的詩人の一人に数えられる謝靈運(385~433年)は、『金剛般若經』の注釈事業、南本『涅槃経』の治定、また竺道生の頓悟成仏説の祖述等、仏教思想に造詣が深かったことはよく知られているが、その文学に仏教思想が何らかの影響を与えていることについても近年いくつかの興味ある報告がなされている。そこで今回の小論においては、謝靈運の文学と仏教の関係を考察する手掛かりとして、前回に引き続き、廬山の慧遠の懇請によって制作された『仏影銘并序』を取り上げたい。『仏影銘』には、法身とその応現に対する理解、般舟三昧による見仏、また一闍提の觀念など、謝靈運の仏教思想を窺ううえで極めて興味ある問題が内包されているばかりではなく、さらにまた銘中に見える清新な山水の描写は、後に数多く生み出される山水詩の萌芽を示すものとして注目に値するものである。以下、「序」の部分と「銘」の部分の前後二回に分けて訳注を行うものであるが、難解な六朝期の文章のことゆえ、もとより不明の箇所も少なくない。大方の御示教をいただければ幸いである。

【原文】

仏影銘并序^①

夫大慈弘物、因感而接、接物之縁、端緒不一、難以形測、易以理測、故已備載経伝、具著記論矣、雖舟壑緬謝、像法猶在、感運欽風、日月弥深、法顯道人、至自祇洹、具説仏影、偏為靈奇、幽巖峭壁、若有存形、容儀端莊、相好具足、莫始始終、常自湛然、

廬山法師、聞風而悅、於是隨喜幽室、即考空巖、北枕峻嶺、南映彪澗、摹擬遺量、

謝靈運

寄託青采、豈唯象形也篤、故亦伝心者極矣、道乘道人、遠宣意旨、命余制銘、以充刊刻、
古銘所始、寔由功被、未有道宗崇大、若有此之比、豈淺思庸学所能宣述、事経徂謝、永眷罔已、輒譬竭劣薄、以諾心許、微猷秘奥、万不写一、庶推誠心、頗感群物、飛鶻有革音之期、闍提獲自拔之路、当相尋於浄土、解顔於道場、聖不我欺、致果必報、援筆興言、情百其慨、

【訓読】

仏影銘并びに序^①

夫れ大慈の物に弘まるや、感に因りて接するも、物に接するの縁、端緒、一ならず。形を以て檢ること難く、理を以て測ること易し。故に已に備さに経伝に載せ、具さに記論に著わさる。舟壑、緬かに謝ると雖ども、像法、猶お在り。運を感じ、風を欽むに、日月、弥いよ深し。

法顯道人、祇洹自り至り、具さに仏影の偏えに靈奇たるを説く。幽巖峭壁に形を存すること有るが若く、容儀端莊にして、相好具足し、始終を知ること莫く、常に自ら湛然たり。

廬山法師、風を聞きて悦び、是に於て幽室に隨喜し、即ち空巖を考う。北のかた峻嶺に枕み、南のかた彪澗に映ゆ。遺量を摹擬し、青采に寄託す。豈に唯だ形を象ること篤きのみならんや。故より亦た心を伝ふる者極まれり。道乘道人、遠く意旨を宣べ、余に命じて銘を制らしめ、以て刊刻に充つ。

古の銘の始まる所、寔に功の被るに由る。未だ道宗の崇大なること此くの若きの比い有らず。豈に浅思庸学の能く宣述する所ならんや。事、徂謝を経れども、永眷、已むこと罔し。輒ち劣薄を譬竭し、諾を以て心に許すも、微猷の秘奥は万に一を写さず。庶わくは誠心を推して、頗る群物を感じ、飛鶻も革音の期を有し、闍提も自拔の路を獲、当に浄土を相尋ねて、道場に解顔すべけんことを。聖は我れを欺かず、果を致して必ず報えん。筆を援きて言を興さんとするに、情に其の慨を百くす。

【試訳】

仏影銘ならびに序^①

謝靈運

そもそも(仏の)大いなる慈悲が物にゆきわたるのは、(衆生の)感にこたえて、(仏の大慈が衆生に)近づくからであるが、(大慈が)衆生に近づく縁を考えると、その端緒はさまざまである。(仏がこの世界に応現されたところの仮りの)お形によって(大慈の現われを)檢えることは(仏滅後の衆生にとって)困難ではあるが、(仏の残された)理によってそれを測ることは(比較的)容易である。それゆえ(仏の説かれた理については)すでに詳しく経伝に載せられ、記論に著わされているので

ある。「舟壑、緬かに謝り」、(世尊はすでに入滅された)とはいえ、像法はなお存在している。(仏の)運「実践」を感じ、風「教説」を薫うにつけ、日月(のごとき仏の大慈)はいよいよ深いのである。

(おりしも)法顯道人が祇洹から(都健康に)帰っておいでになり、(西域那竭城で見聞された)仏影のことさらに靈かで奇しい様子をお説きになられた。(それによると)高峰の幽けき巖の壁に(画かれた)仏影は、あたかも(仏の真の)形を存めることがよく、容儀は整って堂堂とし、相好をことごとく備え、始終を(はつきりと)知ることができないものの、いつも落ち着いて静かなお姿をしておられる(とのことである)。

廬山の(慧遠)法師は、(仏影の)風聞を耳にし、(その靈妙なお姿を)お悦びになられた。そこで幽室において(仏徳を)贊嘆されるや、たちまちにして人気なき巖山に思いあたられた。(その巖山は)北は峻嶺に臨み、南は彫瀾に映える(場所にある)。(その地において)遺量にのっとり、(空のように)青く(淡い)色にとよせ(て、)仏影を画(か)かれた。(慧遠法師のこの行いは仏の真の)形を象(かた)げることが、かけめなくゆきとどいてはばかりではなく、(仏の)心を伝えることにおいてもかならずやまたこのうえないことであろう。

(慧遠法師の門弟)道秉道人は、はるばる(廬山から私のいる健康まで)おいでになり、(慧遠法師の)意旨を述べられた。(それによると)法師は廬山に画かれた仏影の)銘文を作るようお命じになり、(その銘文を廬山の)彫りつけて下さるとのことである。古、銘を作ることが始められたのは、功の被る(を)顕彰すること)に由来している。(してみれば)道宗は崇大であって、これに匹敵する功績はないのであるから、思慮が浅くうわつらの学問しかないこの私が、どうして(このうえない功のある)述(を)作ることができよう。(仏の)事跡は、(遠い昔に)過ぎ去り、(知ることはできないが、その)永しえの眷(を)つぎることがない。(そこで)あえて劣薄(なるこの身のありたけ)を尽くし、(慧遠法師の)諸をもつて心ひそかに(銘を作ることを)許すのであるが、微き(「仏影」の)秘奥は、万に一つも写しとることができない。願わくば、(仏が)わたくしども(衆生の)誠心をおくみとりになって、群生に感応し、(悪声を発する)飛鴨にもその音を革(あら)ためる機会を与え、(救いな)闍提の徒にも(六道輪廻の)苦しみから)抜け出す路をお与えになり、(かくて)ともどもに浄土を尋ね、道場において顔を解(ほど)けたいものである。聖は我れを欺(たぶらか)すことなく、仏の境地に致らしめ、必ず(群生の求めに)報えて下さるであろう。筆を擡(た)げて言葉(を)興(た)げんとするに、情に慨(げ)を深くする。

註①

本文のテキストは、大正新修大藏經(高麗本)52巻「広弘明集」巻第十五(徳篇(大正52・199・b・c))所収のものに拠る。句読は必ずしも大正藏經のそれには従わない。制作年時については一般に義熙九年(四一三)秋頃(謝靈運二十九歳)とされるが、文中に「六卷泥洹經」に基つくとと思われる「闍提」の語があることにより、「六卷泥洹經」訳出(義熙十三年十月一日)以降とも考えられ、必ずしも明確ではない(註⑥⑭⑮参照)。その詳細については拙稿「謝靈運の『仏影銘』制作年時について」(『佛教文化研究所報』第5号、昭和六十二年)を見られたい。

② 難以形換 ここに言う「形」とは「仏影」の「影」に対するものであり、仏の法身の現象世界での応現である色身について言うのであろう。たとえば慧遠と鳩摩羅什の問答を記した『大乘大義章』に、「仏變化之形、託生於人、是故世尊、表出家之形、殊妙之体、以引風俗」(大正45・115・b)とあるのもその例であろう。

③ 舟壑緬謝 「莊子」大宗師に、「夫藏舟於壑、藏山於沢、謂之固矣、然而夜半有力者負之而走、昧者不知也」(舟を谷間にかくし、山を沢のなかにかくしておいて、これで盗まれる心配はないと思うものがあるかもしれない。だが夜半に大力のあるもの——時の変化が、これを背負って逃走する。愚かな者はこの事実(に)気づくことがない(「森三樹三郎氏訳」)とあるの)に基づく。時の変化にはいかなるものも抗(か)いがたいことを言う。郭象注、「夫無力之力、莫大於變化者也、故乃揭天地以趨新、負山岳以舍故、故不暫停、忽已涉新、則天地万物無時而不移也」。また宗炳の『明仏論』に、「舟壑潛謝、變速奔電、將來未至、過去已滅、見在不住、瞬息之頃、無一毫可執」(大正52・10・a)とあり、何承天の『釈积善論』に、「舟壑潛謝、仏經所謂見在不住、誠能明之、則物我常虛」(大正52・19・b)とあるのもその例。

④ 像法 この「像法」が単に「仏教」を意味するのか、それとも正法に対する像法の意で使われているのかについては、たとえば『仏影銘』以外の唯一の用例である『山居賦』の「析曠劫之微言、說像法之遺旨、乘此心之一毫、濟彼生之万理」(『宋書』謝靈運伝所収)の一文によってもにわかには決しかねる。しかしたとえば姚秦弘治八年(四〇六)訳出の『妙法蓮華經』譬喻品に、「舍利弗、是華光仏滅度之後、正法住世三十二小劫、像法住世亦三十二小劫」(大正9・11・c)と見えてすでに「像法」の語が現われ、また羅什門下僧叡の『大乘釈論序』に、「是以馬鳴起於正法之余、龍樹生於像法之末」(大正55・74・c)とあって「正法」と「像法」が対比して用いられているのに拠れば、謝靈運も

「像法」を「正法に似た教え」の意で使った可能性が強いのではないだろうか。なお、『大乘大義章』（大正45・113・c）の「後後五百歲來」（仏の入滅の正法五百年の後の五百年以来）、慧遠の『晋文六金像讚序』（大正52・198・b）の「末年垂千紀」（世尊の滅後千年になろうとしている現在では……）、また謝靈運の『慧遠法師誄』（大正52・267・a）の「可謂五百之季仰邵舍衛之風……」（正法の後の像法五百年の末に、仰いで舍衛の風を邵ぎ……）、さらに僧叡の『喩疑』（大正55・41・b）の「昔漢室中興、孝明之世……於二五之照、当是像法之初」（昔、漢室が中興してより、孝明帝の世は……正法五百年と像法五百年の光照のうち、像法の最初であったのだらう）等の表現を見ると、彼等の在世した五世紀初頭が仏滅後の千年に当るという意識が当時存在したのであらう。

⑤ 日月弥深 「日月」は古来、聖賢に喩える言葉として用いられる。『論語』子張第十九に、「仲尼日月也、無得而踰焉」とあるのは孔子を日月に喩えた例であり、謝靈運も「初発石首城」詩に、「日月垂光景、成貨遂兼茲」と述べて宋の文帝の恵みを日月に喩えているが、この『仏影銘』における日月は仏教における至高の存在である仏を指すのであらう。宗炳の『明仏論』に、「夫幽顯一也……幽顯於万世之中、苦以創惡、樂以誘善、加有日月之宗、垂光明照、何縁不虛己鑽仰、一變至道乎」（大正52・10・b）とあるのも「日月」が仏を意味する用例の一つである。また以下に引く羅什や慧遠は「日月」を法身に喩える。羅什『大乘大義章』「真法身者、遍滿十方虚空法界、光明悉照無量国土、說法音声、常周十方無数之國、具足十住菩薩之衆、乃得闍法、從是仏身方便現化、常有無量無辺化仏、遍於十方、隨衆生類若干差品、而為現形、光明色像、精麁不同、如來真身、九住菩薩尚不能見、何況惟越致及余衆生、所以者何、仏法身者、出於三界、不依身口心行、無量無漏諸淨功德本行所成、而能久住似若泥洹、真法身者、猶如日現、所化之身、同若日光」（大正45・113・a）。慧遠『仏影銘』「爾乃思活九沢之恵、三復無縁之慈、妙尋法身之応、以神不言之化、化不以其所感、慈不以其所縁、寔懷自得、譬日月麗天、光影弥暉、群品照榮、有情同順、咸欣懸映之在己、罔識曲成之攸寄」（大正52・197・c）。羅什・慧遠の兩者とも法身を「日月」に喩え、法身の応現である慈悲を「光明」に喩えている。これらの例を勘案すると謝靈運の『仏影銘』における「日月」もあるいは法身を意識し、その日月から照し出される光が仏の慈悲であるとの意識が含まれているのかもしれない。

⑥ 法顯道人 法顯は十数年にも及ぶ求法の旅を終えて、義熙八年（四一二）七月十四日、青州長広郡牟山（山東省胶州湾）に漂着する（『高僧法顯伝』大正

51・366・b）。その後、「一冬一夏」を過ごしたのが京口であるか、彭城であるかについては異説があるが、翌義熙九年（四一三）秋頃、都建康に入ったことについては諸家の一致するところである。足立喜六『考証法顯伝』268頁、湯用彤『漢魏兩晋南北朝佛教史』（一九八三年中華書局）上冊214頁、長沢和俊『法顯伝・宋雲行紀』156頁、章巽『法顯伝校証』176頁参照。謝靈運と法顯の会見は、当然、法顯の健康帰着以降でなければならず、この事例が『仏影銘』制作年時の上限を決定することになる。

⑦ 祇洹 たとえば「石壁立招提精舎」詩に、「敬擬靈鷲山、尚想祇洹軌」とある。ここでは法顯のインド仏蹟巡礼の旅を仏陀説法の遺蹟である祇樹給孤獨園に代表させたものであらう。

⑧ 具說仏影偏為靈奇 法顯が那竭城（現在のアフガニスタン北部の Jalalabad 近郊に比定される）に立ち寄った時に目にした仏影窟の見聞を言うのであらう。『高僧法顯伝』はその時の模様を次のように記している。「那竭城南半由延有石室、博山西南向、仏留影、此中去十余步、觀之如仏真形、金色相好光明炳著、転近転微髣髴如有、諸方國王遣工画師摹写、莫能及、彼国人伝云、千仏尽当於此留影」（大正51・899・a）。またやや文章に錯誤があるものの、『洛陽伽藍記』道榮伝に、「那竭城中……至瞿羅羅鹿見仏影、入山窟十五步、四面向戸、遙望則衆相炳然、近看限然不見、以手摩之、唯有石壁、漸漸却行、始見其相、容顏挺特、世所希有」（大正51・1021・c）とあり、さらに仏駄跋陀羅記『観仏三昧海経』（大正15・679・b）にも那竭城の仏影窟の記述が見られるのは、この当時、この仏影窟が著名な存在であったことを窺わせる。後年、玄奘も彼の地を訪れ、見聞を綴っている（『大唐西域記』大正51・378・b）。

⑨ 廬山法師、聞風而悦云云 廬山の慧遠が仏影を造立するに至った原因は、道安以来の釈尊への思慕の念の高まりや、『般舟三昧経』による見仏の思想、また羅什との真摯な問答によって深められた法身とその応現に対する理解等、さまざまに考えられるが、その直接の動機となったのは、「罽賓禪師」や「南國律学道士」から西域那竭国の仏影の様子を教えられ、仏の靈妙な教化が特定の時代の人々にだけ感応するものではなく、時間・空間を超えて多くの人々の前に応現することを慧遠が知ったことに由来している。その間の事情を慧遠は『仏影銘』に、「（慧）遠昔尋先師（道安）、奉侍歴載、雖啓蒙慈訓、託志文籍、每想奇聞以篤其誠、遇西域沙門、輒餐遊方之説、故知有仏影、而伝者尚未曉然、及在此山、值罽賓禪師、南國律学道士、与昔聞既同、並是其人遊歴所経、因其詳問、乃多先徴、然後驗神道無方、触像而寄、百慮所会、非一時之感、於是悟

徹其誠、心深其位、將援同契、發其真趣、故与夫隨喜之賢、因而銘焉」(大正52・198・a)と記している。このうち「厠賓禪師」と「南国律学道士」について『慧遠研究』はそれぞれ僧伽提婆と法顕に当てており「南国律学道士」については同書62頁注37に、「湯用彤氏(漢魏兩晉南北朝佛教史上冊246頁)は、『南国律学道士』について、『不知_レ知_レ爲_レ何人。但似_レ非法顯、顯時尚未_レ帰來』といひ、法顕が青州に到着したのを義熙八年(四二二)、健康に來たのを同九年(四二三)にあてているが、謝靈運の『弘影銘序』(弘明集卷一五)に、『法顯道人至_レ自_レ祇洹(寺)、具說_レ弘影偏爲_レ靈奇……盧山法師(慧遠)聞_レ風而悅、於是隨_レ喜幽室、即考_レ空嚴……』とあるのによれば、やはり法顕と見る方が適當であろう。法顕の伝(高僧伝卷三)を見ても、その事行は、『南国律学道士』とよばれるのにふさわしいものを持つてゐる」と述べて、謝靈運の『弘影銘』の、「法顯道人……盧山法師、聞風而悅」の一文によつて、慧遠と法顕の会見があつたとし、それによつて慧遠の『弘影銘』の「南国律学道士」を法顕と解するに至つてゐる。しかし「聞風而悅」を他の用例をもまじえて仔細に検討すると、「自分はうわさの発生源から遠くにおいて、その風聞が耳に入る」の意味で使われることが圧倒的に多い。それゆゑこの一文から兩者が會つたとするのはやや無理があり、慧遠が法顕の見聞を何らかの形で耳にしたことは間違いないものの、それはあくまで間接的伝聞にとどまる可能性が極めて強いと言えよう。この問題については、『印度学仏教学研究』第36卷第2号に掲載予定の拙稿「盧山慧遠の『弘影銘』における『南国律学道士』について」を参照されたい。尚、「厠賓禪師」の比定については金子寛哉氏に「盧山慧遠の『弘影銘』における『厠賓禪師』について」(『印度学仏教学研究』第21卷第1号、昭和四十七年)がある。

⑩ 北枕峻嶺、南映影瀾 『高僧伝』慧遠伝に、「慧」遠乃背山臨流營築龕室」(大正50・388・b)とあり、山を背にし、流れに臨んで龕室が営まれたことを言うのであろう。具体的な場所については未詳。

⑪ 寄託青采 次回訳出予定の『銘』の部分に、「借空伝翠」「采淡浮色」とあり、また慧遠の『弘影銘』に、「淡虚写容、弘空伝像」(大正52・198・a)、『高僧伝』慧遠伝に、「色疑積空、望似烟霧」(大正50・388・b)とあるのにより、「(空のように)青く(淡い)色にことよせて」と解した。

⑫ 道乘道人、遠宣意旨云云 慧遠の『弘影銘』によれば、「晋義熙八年歲在壬子(四二二)、五月一日、共立此台、擬像本山、因即以寄誠……至於歲次星紀、赤奮若貞于太陰之墟(四二三)、九月三日、乃詳檢別記、銘之於石……于時揮

翰之賓、僉焉同詠、感思好遠猷、託相異聞」(大正52・198・b)とあり、義熙八年(四二二)五月一日、「台」が築かれて弘影が描かれ、翌義熙九年(四二三)九月三日、銘文が石に刻まれて、当時の文筆の士もまたこの弘影を銘文に作つたとある。謝靈運もこの時、慧遠の命を受けた道業の依頼により「揮翰之賓」の一人として銘文を撰述したのであろう。それゆゑ慧遠の銘とともに「揮翰之賓」の銘文が盧山弘影台に刻まれた義熙九年(四二三)九月三日を以て、謝靈運の『弘影銘』制作の下限と見るのが一応妥當になつてこよう。「道乘道人」について湯用彤氏は、「道員(或即謝靈運『弘影銘序』中所言之道業)」(前掲書上冊247頁)として、道業は十八高賢の一人、道員ではないかとの推測を行っている。

⑬ 古銘所始 銘の文体については、陸機の『文賦』に、「銘博約而温潤」(『文選』卷十七)とあり、劉勰の『文心彫龍』銘箴篇に、「銘者、名也、觀器必也正名、審用貴乎盛德……戰代已來、棄德務功、銘辭代興、箴文委絶……夫箴誦於官、銘題於器、名目雖異、而警戒実同、箴全禦過、故文資确切、銘兼褒讚、故体貴弘潤、其取事也必覈以弁、其摘文也必簡而深、此其大要也」とあるのを参照。

⑭ 飛鴉有革音之期 『鴉』は不善の人に喩える。悪音を発する飛鴉が魯侯の桑の実を食べてその徳化に浴し、その声を改めたことが、『詩経』魯頌泮水に、「翩彼飛鴉、集于泮林、食我桑黹、懷我好音、憬彼淮夷、來獻其琛、元龜象齒、大賂南金」と記される。『毛伝』は、「鴉、悪声之鳥也、黹、桑実也」と注し、『正義』には、「彼飛鴉悪声之鳥、今來集止於我泮水之林、食我泮宮之桑黹、歸我好善之美音、悪声之鳥食桑黹而変音、喩不善之人感恩惠而從化」とある。

⑮ 闡提獲自拔之路 「闡提」とは、「断善根」「信不具足」などと漢訳され、仏道を修すべき善根を断じていて無信心であり、永久に成仏しえない者——「一闡提」(Ichantika)の略称として用いられたものであろう。水谷幸正氏の「一闡提放」(『仏教大学研究紀要』40号)および高崎直道氏の『如来藏思想の形成』附表2によれば、「一闡提」が漢訳されて最初に中国に伝えられたのは、法顕請来にかかる『六卷泥洹経』によるとされる。一例を挙げれば、「譬如明珠著濁水中、水即澄清、投之淤泥、不能令清、此摩訶衍般泥洹亦復如是、著諸衆生五無間罪犯四墮法濁水中、猶可澄清著菩提心、投一闡提淤泥中、百千萬歲不能清起菩提因、所以者何、無善根故」(大正12・891・a)のように、五無間罪・四墮法を犯した者でさえ菩提心を起すことは可能であるが、善根なき一闡提は未來永劫、菩提の因を起すことはないと言われる。謝靈運もこの意味で

「闡提」の語を使ったことは確実であろう。ところが、『出三蔵記集』所収の「六卷泥洹記第十八出経後記」(大正55・60・b)によれば『六卷泥洹経』の訳出は義熙十三年(四一七)十月一日と明記されており、謝靈運の『仏影銘』が作られたのが通常考えられているように義熙九年(四一三)の秋だとすると、謝靈運は『六卷泥洹経』訳出の四年も前に「闡提」の語をすでに知っていたことになり、年時の推定に齟齬を来すことになる。『六卷泥洹経』の訳出以前に、謝靈運が法顯から直接口頭で「闡提」の語の存在を教えられていたとすれば矛盾が生じないが、そうすると法顯には梵本を読み、それを漢語に移し換える能力があったかどうかが問題になってこよう。むしろ謝靈運の『仏影銘』制作年時を『六卷泥洹経』が訳出された義熙十三年以降まで引き下げるのがあるいは妥当かもしれない。しかししづれにせよ請求されたばかりの新思想をさっそく自己の文章に用いるところなど、「衣裳器物は多く旧制を改む」(『宋書』謝靈運伝)とされ、とかく新奇を好んだと伝えられる謝靈運の性格の反映であるかもしれない。

(未完)

朝鮮通信使招聘における 彦根藩仏教寺院の役割

竹内真道

江戸時代、徳川幕府は、豊臣秀吉の侵略により断絶していた朝鮮^①との国交を回復するため、朝鮮からの通信使を招聘し、これにより西暦一六〇七年より一八一一年まで計十二回、朝鮮より三百名から五百名にのぼる通信使一行が来日した。

通信使一行は、対馬の宗氏が同行して船で瀬戸内海へ入り、大坂より川舟に乗り淀浦に上陸し、京都へ行く。京都からは東海道を草津へ下り、そこから琵琶湖畔の浜街道を通じて鳥居本から垂井へ出、美濃路を通じて名古屋を経、東海道を江戸へと向かった。途中、近江の彦根では、浄土宗の宗安寺がその宿所に定められていた。

今まで宗安寺には通信使に関する文献は何もないとされてきたが、最近宝暦十三年の『朝鮮人御馳走御用御入用積作事方萬仕様帳』(以下『萬仕様帳』と略す)という記録が見つかった。

以下はこの『萬仕様帳』を中心に、通信使来日時の彦根藩仏教寺院の役割について調べたものである。

まずこの『萬仕様帳』には、寛延元年の時の通信使一行の彦根での宿所が記されており、それによると、

三使旅館	宗安寺(浄土宗)
中官宿	大信寺(浄土宗)
下官宿	明性寺(浄土真宗本願寺派)
官人荷物宿	蓮華寺(日蓮宗)
長老宿	江国寺(臨済宗妙心寺派)
長老宿	善照寺(浄土真宗本願寺派)
通詞下知役宿	上魚屋町 八右衛門
通詞宿	同町 久左衛門
	願通寺(真宗大谷派)
	法蔵寺(浄土真宗本願寺派)
	理心院
	白壁町 源右衛門
	同町 伝次
	紺屋町 伝介
	元川町 弥次兵衛
	上魚屋町 九兵衛
	職人町 伝兵衛
	下魚屋町 角田半四郎
	本町 磯部三郎兵衛

(寺院名下の括弧内は現在の宗旨を筆者が記入)

とある。通信使一行が宗安寺を中心に、その近辺の寺院、さらには武家、町人の屋敷に、役職別に分宿したことがわかる。従来、宗安寺が通信使一行の宿所といわれてきたが、それは三使(正使・副使・従事官)の宿所であって、中官や下官等は他の寺院に宿泊したのである。その寺院も浄土宗、真宗、禅宗、日蓮宗とあらゆる宗派にわたっている。

さて、通信使一行宿泊にあたり、『萬仕様帳』には寛延元年の御作事方御修履仕様として、宗安寺では

本堂南縁之間仏壇取の希廻り屏風田同考分木綿紺御幕ニ而仕切老官居所ニ補理同湯殿雪隠建

同所統束之間を右同段ニ田上判事押物判事次上判事居所ニ補理同湯殿雪隠建